

埼玉県青少年健全育成推進秩父地域会議設置要綱

(設 置)

第1条 埼玉県青少年健全育成・支援プラン（以下「プラン」という。）に基づく地域活動について、広域的かつ総合的に協議するため、埼玉県青少年健全育成推進秩父地域会議（以下「地域会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 地域会議は、次の事項を協議する。

- (1) プランに基づく地域活動の促進に関すること
- (2) その他青少年の健全育成の推進に関すること

(構 成)

第3条 地域会議は、青少年の健全育成に関する別表に掲げる構成員をもって組織する。

2 地域会議に会長を置く。

3 会長は、埼玉県秩父地域振興センター（以下「センター」という。）所長とする。

4 会長は、地域会議を代表し、会務を統括する。

5 会長は、必要があるときは構成員以外の者に対し、会議に出席を求めることができる。

(運 営)

第4条 地域会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長に事故があるときは、埼玉県秩父地域振興センター副所長がその職務を代理する。

(書面による審議)

第5条 議長は、必要があると認めたときは、書面をもって構成員に意見を求めて、会議の議決に代えることができる。

(事務局)

第6条 地域会議の事務局は、埼玉県秩父地域振興センターとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、地域会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 埼玉県青少年非行防止活動等秩父地域会議設置要領は廃止する。
- 3 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別 表

| 所 属 役 職 名 | 所 属 役 職 名 | 所 属 役 職 名 |
|--------------|-----------------|-------------------|
| 秩父地域振興センター所長 | 小鹿野高等学校長 | 秩父地区保護司会長 |
| 秩父警察署長 | 皆野高等学校長 | 秩父地区更生保護女性会長 |
| 小鹿野警察署長 | 秩父市生涯学習課長 | 秩父市青少年育成推進員協議会長 |
| 秩父消防本部消防長 | 横瀬町教育委員会教育次長 | 横瀬町青少年育成推進団体代表推進員 |
| 秩父保健所長 | 皆野町教育委員会教育次長 | 皆野町代表青少年育成推進員 |
| 熊谷児童相談所長 | 長瀬町教育委員会教育次長 | 長瀬町代表青少年育成推進員 |
| 北部教育事務所秩父支所長 | 小鹿野町教育委員会社会教育課長 | 小鹿野町青少年育成推進員協議会長 |
| 秩父高等學校長 | 青少年育成埼玉県民会議理事 | |
| 秩父農工科学高等学校長 | 秩父地区 P T A 連合会長 | (25名) |